

歯科初診料および歯科再診料の注 1 にかかる掲示事項

(院内感染防止対策) について

- 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者さんごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じています。
- 感染症患者さんに対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保しています。
- 歯科外来診療の院内感染防止対策にかかる標準予防策および新興感染症に対する対策の研修を 4 年に 1 回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師を 1 名以上配置しています。
- 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策および新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施しています。

埼玉県立がんセンター 病院長